

広島広域都市圏 交流活動促進事業 Q&A 目次

(令和8年度第1版、R8.3.1作成)

1 補助の対象となる活動について

- (1) どのような活動が補助の対象となるのか。 P. 1
- (2) 地域資源とはどのようなものか。 P. 1
- (3) イベント出展を交流事業に位置付けているのはなぜか。 P. 1
- (4) イベントのステージ等に出演する場合、交流事業のイベント出展型に該当するか。 P. 1
- (5) 団体活動を実施するための事前準備（下見やチケット購入等）をする際の経費は補助の対象となるのか。 P. 1

2 対象団体について

- (1) 対象団体の基本的な考え方を教えてほしい。 P. 1
- (2) 地域とはどの範囲を指すのか。 P. 2
- (3) なぜ団体の運営に関する規程（規約、会則、定款等）が必要なのか。 P. 2
- (4) 地域活動団体とは、どのような団体のことか。 P. 2
- (5) 地域活動団体とは、具体的にどのような団体が該当するのか。 P. 2
- (6) 地域運営組織とは、どのような組織のことか。 P. 2
- (7) 産業関連団体とは、どのような団体のことか。 P. 2
- (8) 産業関連団体とは、具体的にどのような団体が該当するのか。 P. 2
- (9) どのような団体が対象となるのか教えてほしい。 P. 3
- (10) 地域団体内の下部組織（スポーツ少年団の中のサッカークラブ、地域協議会の文化部としての神楽団）による活動は対象となるか。また、下部組織単位で申請することはできるか。 P. 4
- (11) 法人格を持つ町内会等（認可地縁団体）も対象となるのか。 P. 4
- (12) 班、組、常会など、町内会・自治会よりも小さい単位の団体は対象となるのか。 P. 4
- (13) 特定非営利活動法人（NPO法人）は対象となるのか。 P. 4
- (14) 地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど）は対象となるのか。 P. 4
- (15) 地域の文化活動団体は対象となるのか。 P. 4
- (16) 消防団が対象とならないのはなぜか。 P. 4
- (17) 学校の部活動が対象とならないのはなぜか。 P. 5
- (18) 商工会の職員（会員の事業者ではなく）の活動は補助対象となるのか。 P. 5
- (19) 観光協会は対象となるのか。 P. 5
- (20) なぜ事業者で構成される産業関連団体を補助の対象とするのか。 P. 5
- (21) 上部組織や下部組織に位置付けられる団体が開催する会議やイベントに参加する場合は補助の対象となるか。 P. 5
- (22) 呉市に所在する団体は補助対象外となっているが、呉市以外の広島広域都市圏内の市町に所在する団体が、呉市を目的地とする事業を実施する場合は補助の対象となるか。 P. 5

3 対象経費について

- (1) 新幹線は対象となるのか。 P. 6
- (2) 高速船は対象となるのか。 P. 6
- (3) フェリーや高速艇の借上料は対象となるのか。 P. 6
- (4) フェリーに車両で乗船した場合の車両運賃は補助対象となるのか。 P. 6
- (5) 乗合バスや乗合タクシーとは、どのような公共交通機関のことか。 P. 6
- (6) 乗用タクシーが対象とならないのはなぜか。 P. 6
- (7) 補助対象となる利用区間の基本的な考え方を教えてほしい。 P. 7
- (8) 対象団体が3名以上で実施する事業ではあるが、公共交通を利用する者が2名以下である場合、補助の対象となるか。 P. 7
- (9) 3名以上が同じ区間で公共交通を利用しているが、現地集合としているため、個別に目的地まで移動した場合、補助の対象となるか。 P. 7
- (10) 往路は集合場所から目的地まで4名で移動したが、復路は2人が別行動し、残る2名で移動した場合、3名未満で移動した復路の移動経費は対象となるか。 P. 7
- (11) 複数の対象団体が、合同で、公共交通又は貸切バスを利用して移動し、広島広域都市圏の圏域内又は松山圏域内の市町において活動する場合、補助の対象となるか。 P. 7
- (12) (11)のような活動は、単独事業となるか、交流事業となるか。また、一緒に活動する団体が合同で申請することはできるか。 P. 8
- (13) 地区社会福祉協議会や連合町内会での申請は可能か。 P. 8
- (14) A駅を集合場所とし、C駅まで移動する予定としているが、数名だけA駅の次の駅のB駅から乗車する予定である。この場合、補助の対象となる区間等はどのようになるか。 P. 8
- (15) 団体が設定した集合場所に行くまでに3名以上で公共交通を利用している場合は、集合場所よりも前の区間も補助の対象となるか。 P. 8
- (16) 宮島へ船舶で行く際に支払う宮島訪問税は補助対象となるか。 P. 8
- (17) 本事業は公共交通の利用促進を目的としているのに、貸切バスの利用に要する経費も補助対象としているのはなぜか。 P. 8
- (18) 補助対象となる貸切バスを「道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者が運行するもの」に限定しているのはなぜか。 P. 9
- (19) 市営・町営バスやスクールバスの運行を委託している事業者が、道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可しか受けていない場合、当該事業者が運行する貸切バスの借上料は補助の対象となるか。 P. 9
- (20) 広島広域都市圏及び松山圏域外を目的地とする事業も補助対象となるのか。 P. 9

4 補助率・補助上限額について

- (1) 交流事業と単独事業で補助率が異なるのはなぜか。 P. 9
- (2) 補助上限額の範囲内であれば、人数に上限はないのか。 P. 10

5 手続きについて

- (1) 補助金は複数回交付を受けることができるのか。 P. 10
- (2) なぜ事前協議が必要なのか。 P. 10
- (3) 事前協議の結果はどのくらいの期間で分かるのか。 P. 10

- (4) 活動実施時期によって、事前協議の受付期間が設定されているのはなぜか。 P. 10
- (5) 補助金が振り込まれる口座に指定はあるか。 P. 10
- (6) 実際の活動参加者数やかかった費用に基づいて計算した合計額が、事前協議の P. 10
 際の補助金交付申請予定額を上回ったり、反対に下回ったりした場合、補助金交
 付申請額はどうなるのか。
- (7) 事前協議から活動参加者数に変更となっても問題ないか。 P. 11
- (8) 交流事業イ（イベント出展型）又は単独事業で提出が必要となる「事業実施 P. 11
 が確認できる資料」とは、どのような資料を提出したらよいか。
- (9) 「事業実施が確認できる写真」とは、どのような写真を提出したらよいか。 P. 11
- (10) 「交通費の支払を証明する資料」とは、どのような資料を提出したらよいか。 P. 11
- (11) 「利用区間の運賃が確認できる資料及び公共交通の利用が確認できる写真」と P. 11
 は、どのような資料を提出したらよいか。
- (12) 交流活動実施証明書（様式第5号）は交流団体の代表者による署名が必要か。 P. 11
- (13) 各様式に押印は必要か。 P. 12
- (14) 事前協議や交付申請の際の書類提出は電子メールでもよいか。 P. 12
- (15) 事前協議や交付申請の回答はどのような形で返ってくるのか。 P. 12
- (16) 補助金交付申請兼請求後、補助金はいつ頃に振り込まれるのか。 P. 12
- (17) 交流事業に該当する活動と単独事業に該当する活動を一つの事業において実施 P. 12
 する場合、手続きや補助率はどのようになるのか。

1 補助の対象となる活動について

(1) どのような活動が補助の対象となるのか。

本事業は、公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図るために、広島市内と圏域市町内の地域活動団体等が交流を行う場合などに、公共交通等の利用に係る経費を補助するものです。

交流事業については、例えば広島市の地域団体が公共交通を利用し、先進的な取組を行っている圏域市町の地域団体を視察し、意見交換を行い、団体間の交流を促進する等の事業を実施する際に、公共交通等の利用に係る往復の経費を支援します。

単独事業については、例えば圏域市町の地域団体が、公共交通を利用し、本市で開催される圏域の地域資源でもある神楽公演を鑑賞し、団体内の交流を促進する等の事業を実施する際に、公共交通等の利用に係る片道相当の経費を支援します。

その他の具体的な内容については、広島広域都市圏ホームページに活動事例集を掲載していますので参考にしてください。

(2) 地域資源とはどのようなものか。

地域資源とは、地域の特産物や観光資源、文化・スポーツ資源、地域特有の歴史や伝統芸能、自然、お祭りなど、有形・無形を問わず特定の地域内に存在する資源のことをいいます。各市町の地域資源の一覧は、広島広域都市圏ホームページに掲載していますので参考にしてください。

(3) イベント出展を交流事業に位置付けているのはなぜか。

イベント出展期間中に他の出展者や来場者との交流が生まれることが期待できるため、交流事業と位置付けています。イベント出展型は、ブース出展するなどして、物販や展示等を行う場合を想定しています。

(4) イベントのステージ等に出演する場合、交流事業のイベント出展型に該当するか。

ステージや発表会等への出演については、出演することのみをもって、イベント出展型には該当しませんが、他の出演団体等で本事業の補助対象となる団体があり、当該団体との交流がある場合は、団体交流型で交流事業として申請が可能です。

(5) 団体活動を実施するための事前準備（下見やチケット購入等）をする際の経費は補助の対象となるのか。

事前準備（下見やチケット購入等）をする際の経費は補助の対象とはなりません。

2 対象団体について

(1) 対象団体の基本的な考え方を教えてほしい。

広島広域都市圏内に所在し、地域の住民や事業者が団体の構成員の過半数を占めており、団体の運営に関する規程（規約、会則、定款等）を設けている団体であり、かつ、その規程で定める目的等において、地域の維持や課題解決、活性化等につながる地域活動を行っていることが確認できる団体を対象とします。

(2) 地域とはどの範囲を指すのか。

本事業において、「地域」とは、対象団体の活動範囲[※]を指すこととし、原則、市町域内を最大の範囲とします。

※ 活動範囲：町内会や社協、こども会などの対象地域が明確な地縁団体であれば、それぞれの対象地域（例：地区社協は小学校区、町内会は〇〇町区など）を指し、NPOや文化活動団体などの地縁団体ではなく対象地域が明確でない団体は、主な活動地域を指すこととします。

(3) なぜ団体の運営に関する規程（規約、会則、定款等）が必要なのか。

本事業は、広島広域都市圏内に所在する団体が、広島広域都市圏や松山圏域の団体同士の交流や団体内の活動を通して、地域コミュニティの担い手である町内会や自治会等の組織の活性化を図ることを目的の一つとしていることから、一定の組織体制が確立された団体の活動であることを確認するために、団体の運営に関する規程を設けていることを条件としています。

(4) 地域活動団体とは、どのような団体のことか。

本事業における地域活動団体とは、特定の地域において、地域の維持や課題解決、活性化等につながる活動を行う団体のことをいいます。

(5) 地域活動団体とは、具体的にどのような団体が該当するのか。

町内会・自治会や地区社会福祉協議会、地域運営組織、PTA、こども会、老人クラブ、女性会、自主防災会、体育協会等、地域の維持や課題解決、活性化等につながる地域活動を行う団体を想定しています。

(6) 地域運営組織とは、どのような組織のことか。

地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のことをいいます。広島市の「ひろしまLMO（エルモ）」などが該当します。

(7) 産業関連団体とは、どのような団体のことか。

本事業における産業関連団体とは、特定の地域において、当該地域内に所在する事業者等が産業振興等の共通の目的のために結成する団体のことをいいます。

(8) 産業関連団体とは、具体的にどのような団体が該当するのか。

商工会や商店街組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の公共的要素の強い団体を想定しています。

(9) どのような団体が対象となるのか教えてほしい。

区分	団体名	対象
地域活動団体	町内会・自治会（連合町内会・自治会を含む）	○
	社会福祉協議会	
	地域運営組織	
	民生委員児童委員協議会	
	防犯組合	
	自主防災会連合会	
	公衆衛生推進協議会	
	こども会育成協議会	
	地域活動連絡協議会	
	青少年健全育成連絡協議会	
	体育協会	
	P T A	
	母子寡婦福祉会	
	女性会	
老人クラブ		
障害者関係団体	△	
まちづくり協議会		
コミュニティ交流協議会		
協同労働実施団体	×	
非営利活動法人（NPO）		
地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団等も含む）	△	
地域の文化活動団体		
消防団	×	
学校の部活動		
産業関連団体	商工会・商工会議所	○
	商店街組合	
	農業協同組合	
	森林組合	
	漁業協同組合	
	集落法人	
民間企業	×	

○：基本的に対象となる団体 △：活動内容によって対象となる団体 ×：対象とならない団体

※ 表の団体は一例です。表に記載のない団体も下記①～③を満たす場合は対象となります。

※ いずれの団体も、以下の①～③の全てに該当することが補助対象となる条件となります。

- ① 地域の住民や事業者が団体の構成員の過半数を占めていること。
- ② 団体の運営に関する規程（規約、会則、定款等）を設けていること。
- ③ ②の規程で、地域の維持や課題解決、活性化等につながる地域活動を行っていることが確認できること。

- (10) 地域団体内の下部組織（スポーツ少年団の中のサッカークラブ、地域協議会の文化部としての神楽団）による活動は対象となるか。また、下部組織単位で申請することはできるか。

地域団体内の一部の会員のみで組織する下部組織の活動であっても、地域団体の正式な活動（当該団体の事業計画に組み込んでいる場合などを指します。）として位置付けられたものであれば、対象となります。

また、申請に当たっては、下部組織の規程がある場合はもちろん、下部組織の規程がない場合であっても、上部組織である地域団体の規程と、当該団体と下部組織との関係性を明らかにする書類の提出がある場合には、下部組織単位で申請することができます。

- (11) 法人格を持つ町内会等（認可地縁団体）も対象となるのか。

法人格を持つ場合でも対象となります。

- (12) 班、組、常会など、町内会・自治会よりも小さい単位の団体は対象となるのか。

町内会・自治会よりも小さい単位の団体でも、地域の維持や課題解決、活性化等につながる地域活動を行っていることが団体の運営に関する規程で確認できる場合は対象となります。

- (13) 特定非営利活動法人（NPO法人）は対象となるのか。

構成員の過半数が当該地域の住民で構成され、地域の課題解決や活性化等に資する活動を主に行っていることが団体の運営に関する規程で確認できる場合は対象となります。

- (14) 地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど）は対象となるのか。

主に地域の住民を対象にしたものであり、地域住民の健康づくりや青少年の健全育成、スポーツによる地域振興等に資する活動を行っていることが団体の運営に関する規程で確認できる場合は対象となります。

- (15) 地域の文化活動団体は対象となるのか。

構成員の過半数が地域の住民で構成され、文化活動による地域振興や地域の伝統文化の継承等に資する活動を行っていることが団体の運営に関する規程で確認できる場合は対象となります。

- (16) 消防団が対象とならないのはなぜか。

消防団は非常勤特別職の地方公務員という位置付けであり、地域団体による活動とは性質が異なるため、対象とはなりません。ただし、自主防災会の活動と位置付けることができる場合は、自主防災会として申請が可能です。

(17) 学校の部活動が対象とならないのはなぜか。

学校の部活動は地域の活動ではなく、学校教育の一環として行われる活動であるため、対象とはなりません。

(18) 商工会の職員（会員の事業者ではなく）の活動は補助対象となるのか。

地域の住民や事業者の活動に係る公共交通の利用に要する経費を補助することを想定していますので、商工会の職員^{のみ}の活動は補助の対象となりません。その他の産業関連団体についても同様の扱いとします。

(19) 観光協会は対象となるのか。

対象団体の要件を満たす場合は、産業関連団体として補助の対象になります。

(18)と同様に、観光協会の構成員となる地域の事業者等は補助の対象となりますが、同協会に従事する職員^{のみ}の活動は補助の対象外とします。

(20) なぜ事業者で構成される産業関連団体を補助の対象とするのか。

対象としている産業関連団体は、主に地域活動に携わる事業者等で構成されており、当該団体の活動を補助することが、地域での事業者と住民等の交流や連携強化につながり、ひいては地域産業及び地域コミュニティの活性化に資すると考えるため、補助対象としています。

(21) 上部組織や下部組織に位置付けられる団体が開催する会議やイベントに参加する場合は補助の対象となるか。

専ら事務連絡や報告事項等を主目的とした会議の場合は、団体間の交流を図るものとはいえないため、当該会議に参加する活動は補助の対象となりませんが、会議の内容が団体間の交流を図ることを主目的とした意見交換等であれば、交流事業の対象となり得るものと考えます（案件ごとに個別に判断することとなります。）。

(22) 呉市に所在する団体は補助対象外となっているが、呉市以外の広島広域都市圏内の市町に所在する団体が、呉市を目的地とする事業を実施する場合は補助の対象となるか。

呉市以外の広島広域都市圏内の市町に所在する団体が、呉市内の地域資源の視察や、呉市に所在する地域団体との交流に本事業を活用する場合は、補助対象となります。

なお、呉市は本事業に参画していないため、呉市に所在する団体については、本事業の補助対象となりません。

3 対象経費について

(1) 新幹線は対象となるのか。

新幹線の乗車区間は対象となりません。

(2) 高速船は対象となるのか。

高速船の利用も補助対象となります。

(3) フェリーや高速船の借上料は対象となるのか。

本事業では、公共交通事業者が運行する貸切バスの借上料を補助することが、公共交通事業者への支援、ひいては公共交通ネットワークの維持につながると考え、貸切バスの借上料を補助の対象としています。

同様に、公共交通であるフェリーや高速船についても、次の要件に該当する場合は、フェリーや高速船の借上料を本事業の補助の対象とします。

一方、貸切船であっても、クルーズ船や観光船は、観光資源としての船自体を楽しむものであり、公共交通とは異なるものであることから、補助の対象となりません。

<補助要件>

貸切船の事業者が、以下のいずれかに該当する場合は、貸切バス型に準じて、フェリーや高速船の借上料を補助の対象とします。

ア ①海上運送法に基づき、一般旅客定期航路事業の許可や旅客不定期航路事業の許可を受け（一定の航路を定め、反復・継続的な運航を行う場合）、②圏域内で公共交通を運航する場合

イ ①海上運送法に基づき、人の運送をする不定期航路事業の届出を行っており（航路に反復性・継続性がない場合）、②圏域内で公共交通を運航する場合

(4) フェリーに車両で乗船した場合の車両運賃は補助対象となるのか。

貸切バス型の場合は、貸切バスの車両運賃も補助対象となります。

その他の車両でフェリーに乗船した場合の車両運賃は、対象となりません。

(5) 乗合バスや乗合タクシーとは、どのような公共交通機関のことか。

乗合バスや乗合タクシーとは、不特定多数の旅客を乗り合わせて運送する一般乗合旅客自動車運送事業に分類される公共交通機関です。乗合バスは、主に路線バスや高速バス、コミュニティバスを指します。

(6) 乗用タクシーが対象とならないのはなぜか。

本事業は、広島広域都市圏内の公共交通の利用を促進し、圏域の社会インフラである公共交通ネットワークを維持することを目的の一つとしており、公共交通ネットワークを形成する電車や乗合バス、船舶等の公共交通機関を補助対象としています。

(7) 補助対象となる利用区間の基本的な考え方を教えてほしい。

対象団体の構成員が集合する地点と目的地の区間のうち、当該構成員の3名以上が公共交通を利用する区間を補助対象とします。

(8) 対象団体が3名以上で実施する事業ではあるが、公共交通を利用する者が2名以下である場合、補助の対象となるか。

(例えば、A町内会が5名でB町内会を訪問し、視察・意見交換を行ったが、3名は自家用車で移動し、公共交通を利用したのは2名だった場合など)

3名以上が公共交通を利用する場合は補助の対象としますので、3名以上で実施する事業であっても、公共交通の利用者が2名以下の場合は補助の対象となりません。

(9) 3名以上が同じ区間で公共交通を利用しているが、現地集合としているため、個別に目的地まで移動した場合、補助の対象となるか。

基本的には、対象団体の構成員が集合する地点と目的地の間を往復するために公共交通を利用する経費を補助することを想定していますが、様々な事情から現地集合となってしまう場合は、当該構成員が出発する地点から目的地の区間のうち、3名以上が利用している区間を補助の対象とします。

(10) 往路は集合場所から目的地まで4名で移動したが、復路は2人が別行動し、残る2名で移動した場合、3名未満で移動した復路の移動経費は対象となるか。

対象団体の構成員が集合する地点と目的地の区間のうち、3名以上が公共交通を利用する区間を補助の対象とします。このため復路についても、3名以上が当該区間を利用しているのであれば、別行動をした場合でも補助の対象となります。

(11) 複数の対象団体が、合同で、公共交通又は貸切バスを利用して移動し、広島広域都市圏又は松山圏域の市町において活動する場合、補助の対象となるか。

(例えば、A町内会とB町内会が、合同でバスを貸し切ってC町を訪れ、C町の地域資源を一緒に視察する場合など)

ア 公共交通型の場合

各団体の活動参加者が3名以上である場合には、補助の対象となります。

例えば、A町内会から3名、B町内会から4名が参加する場合等は対象となります。

一方、A町内会から1名、B町内会から2名の場合は、合計で3名以上であっても、補助の対象となりません。

イ 貸切バス型の場合

各団体の活動参加者が3名以上であり、かつ、活動参加者の合計が10名以上である場合には、補助の対象となります(例えば、A町内会から3名、B町内会から7名が参加する場合等は対象となります。A町内会から1名、B町内会から9名が参加する場合は補助の対象となりません。)

- (12) (11)のような活動は、単独事業となるか、交流事業となるか。また、一緒に活動する団体が合同で申請することはできるか。

複数の対象団体同士の交流を目的とした事業である場合には、交流事業となります。

また、複数団体が合同で申請することができますので、その場合には、事前協議書（様式第1号）や活動実施報告書（様式第4号）の活動区分欄の「② 複数の団体が合同で申請する場合」にチェックを入れてください。また、事前協議の際は、様式第1号別紙も併せて提出してください。

- (13) 地区社会福祉協議会や連合町内会での申請は可能か。

地区社会福祉協議会や連合町内会等が団体の規程を持っている場合には、当該団体での申請が可能です。

- (14) A駅を集合場所とし、C駅まで移動する予定としているが、数名だけA駅の次の駅のB駅から乗車する予定である。この場合、補助の対象となる区間等はどのようになるか。

集合場所のA駅から乗車している者は、A駅からC駅の区間の運賃を、B駅から乗車する者は、B駅からC駅の区間の運賃を補助対象とします。ただし、A駅から乗車している人数が3名未満で、B駅で3名以上となった場合は、全員B駅からC駅の区間を補助対象とします。

- (15) 団体が設定した集合場所に行くまでに3名以上で公共交通を利用している場合は、集合場所よりも前の区間も補助の対象となるか。

団体として集合して公共交通を利用する区間を補助対象とするため、3名以上が利用している場合であっても、団体が設定した集合場所よりも前の区間である場合は、補助の対象となりません。

- (16) 宮島へ船舶で行く際に支払う宮島訪問税は補助対象となるか。

本補助事業は公共交通の利用に要する経費を補助することとしており、宮島訪問税は船舶を利用して宮島へ行く際に支払う必要のあるものであるため補助対象とします。

- (17) 本事業は公共交通の利用促進を目的としているのに、貸切バスの利用に要する経費も補助対象としているのはなぜか。

本事業は、公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、対象団体が交流事業や単独事業を実施する際に、公共交通を利用する経費を補助することとしていますが、地域の公共交通サービスの状況や参加者の属性等によっては公共交通を利用して目的地まで行くことが困難な場合もあることから、貸切バスを利用する経費（借上料）も補助対象としています。

- (18) 補助対象となる貸切バスを「道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業[※]及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者が運行するもの」に限定しているのはなぜか。

※ 一般乗合旅客自動車運送事業：いわゆる路線バスや乗合タクシー等のこと

本事業は公共交通の利用を促進し、圏域の社会インフラである公共交通ネットワークを維持することを目的としており、公共交通事業者（道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者）が運行する貸切バスの利用を補助対象とすることは、公共交通事業者への支援につながるものと考えているためです。

- (19) 市営・町営バスやスクールバスの運行を受託している事業者が、道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可しか受けていない場合、当該事業者が運行する貸切バスの借上料は補助の対象となるか。

運行業務等を受託した事業者が、道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可しか受けていない場合であっても、①公共交通の空白地域・不便地域を解消するため、市町が市営・町営バスの運行を事業者に委託した場合や、②学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒の輸送に当たり、通学に適した公共交通がないため、市町がスクールバスの運行を事業者に委託した場合は、それらのバスは公共交通の代替機能を担っているといえます。そのため、公共交通の利用を促進し、圏域の社会インフラである公共交通ネットワークを維持するという本事業の趣旨に鑑みて、当該バスを運行する事業者が公共交通の代替機能を担っていると認められる場合は、本事業が対象とする貸切バス事業者の要件を満たしているものとみなし、当該事業者が運行する貸切バスの借上料も補助の対象とします。

- (20) 広島広域都市圏及び松山圏域の圏域外を目的地とする事業も補助対象となるのか。

広島広域都市圏内及び松山圏域内の市町を目的地とする事業が補助対象であるため、両圏域外を目的地に含む事業は補助の対象となりません。

ただし、目的地までの経路が両圏域外を通行したほうが合理的である場合や、休憩や食事などやむを得ない理由で、目的地までの合理的な経路上にある圏域外の市町に必要最小限の立ち寄りを行う場合など、行程上、両圏域外を経由することがやむを得ないと認められる場合は、補助の対象とします。

4 補助率・補助上限額について

- (1) 交流事業と単独事業で補助率が異なるのはなぜか。

単独事業は団体内の交流促進の効果が期待できるものであり、交流事業はそれに加えて、団体間の交流を通じて、団体の更なる活性化が期待できるためです。

(2) 補助上限額の範囲内であれば、人数に上限はないのか。

補助上限額の範囲内であれば、利用人数に上限はありません。

5 手続きについて

(1) 補助金は複数回交付を受けることができるのか。

交流事業と単独事業ともに、事業期間内に1団体当たりそれぞれ2回まで交付可能です。

(2) なぜ事前協議が必要なのか。

本事業では、補助金交付に一定の要件を設けており、要件を満たすかを審査するため、また、補助金交付申請額が予算額を超えないかを事前に判断するため、事前協議をしていただくこととしています。

(3) 事前協議の結果はどのくらいの期間で分かるのか。

原則として、事前協議書を受け付けた市町の担当部署から活動月の前々月の末日までに協議結果を御連絡します。ただし、活動を行う月によっては異なる場合がありますので、詳しくは応募の手引に記載の事前協議結果通知期間を御確認ください。

(4) 活動実施時期によって、事前協議の受付期間が設定されているのはなぜか。

年間を通じた団体活動の促進を図るため、月単位で分割して予算を配分し、事前協議を受け付けることとしています。

(5) 補助金が振り込まれる口座に指定はあるか。

原則、申請団体の代表者又は申請団体の口座であることが確認できる名義の口座に振り込みます。活動団体内の会計担当者等の口座への振込を御希望の場合は、交付申請書兼請求書(様式第3号)の「委任払」にチェックを入れ、委任状の欄を御記入ください。

(6) 実際の活動参加者数やかかった費用に基づいて計算した合計額が、事前協議の際の補助金交付申請予定額を上回ったり、反対に下回ったりした場合、補助金交付申請額はどのようなのか。

(例えば、バス借上料が見積書よりも高くなったり、安くなったりした場合など)

合計額又は補助金交付予定額のいずれか低い方が補助金交付申請額となります。

(7) 事前協議から活動参加者数に変更となっても問題ないか。

人数は変更となっても構いません。ただし、(6)に記載しているとおおり、合計額又は補助金交付予定額のいずれか低い方が補助金交付申請額となりますので御注意ください。

また、変更後の公共交通の利用者数が3名未満となった場合や、変更後の貸切バスの利用者数が10名未満となった場合は、補助の対象外となりますので、広島広域都市圏交流活動促進事業補助金交付事前協議取下書（様式第2号）を提出してください。

(8) 交流事業イ（イベント出展型）又は単独事業で提出が必要となる「事業実施が確認できる資料」とは、どのような資料を提出したらよいか。

＜交流事業イ（イベント出展型）の場合＞

イベントのチラシや出展者決定通知、会場レイアウト図など、イベント出展が確認できる資料を提出してください。

＜単独事業の場合＞

団体の構成員向けの案内文、実施要領、旅のしおりなど、団体の活動として実施していることが確認できる資料を提出してください。

(9) 「事業実施が確認できる写真」とは、どのような写真を提出したらよいか。

取組内容・状況が分かる写真を提出してください。例えば、交流団体の活動を視察中の写真や出展ブースで販売している写真など、事業を実施していることが確認できる写真が該当します。

(10) 「交通費の支払を証明する資料」とは、どのような資料を提出したらよいか。

「公共交通型」の場合は利用者数分の領収書又は利用者数分の運賃が確認できる切符や乗車券の写真等を、「貸切バス型」の場合は貸切バスの借上げに要する経費を支払ったことが確認できる領収書を提出してください。

(11) 「利用区間の運賃が確認できる資料及び公共交通の利用が確認できる写真」とは、どのような資料を提出したらよいか。

運賃表などの利用区間の運賃が確認できる資料と、利用区間の乗車地や降車地が確認できる写真（駅名、停留所名が確認できる駅舎やバス停等の写真）を提出してください。

(12) 交流活動実施証明書（様式第5号）は交流団体の代表者による署名が必要か。

交流活動実施証明書の「訪問先団体記入欄」は、訪問先で交流した団体の担当者による記入で構いません。なお、交流内容に疑義が生じた場合は、訪問先交流団体の担当者に連絡し、交流内容等の確認を行う場合があります。

(13) 各様式に押印は必要か。

各様式への押印は不要です。

(14) 事前協議や交付申請の際の書類提出は電子メールでもよいか。

全ての書類はメールで提出可能です。

(15) 事前協議や交付申請の回答はどのような形で返ってくるのか。

事前協議結果については、事前協議書の下欄の市町記入欄に結果を記入の上、原則、事前協議を受け付けた市町の担当部署から電子メール、ファックス又は郵送により送付します。

交付申請に対する交付（不交付）の決定については、事務局（広島市）から書面の郵送により通知します。

(16) 補助金交付申請兼請求後、補助金はいつ頃に振り込まれるのか。

補助金の交付は、書類提出期限（活動月の翌月の最終開庁日又は令和9年3月31日のいずれか早い日）から約1か月以内です。

(17) 交流事業に該当する活動と単独事業に該当する活動を一つの事業において実施する場合、手続きや補助率はどのようになるのか。

交流事業と単独事業のそれぞれに該当する活動を一つの事業において実施する場合にあっては、交流事業と単独事業を行う順序は問いませんが、それが同一市町内で行われる場合に限り交流事業として申請できます。